

地方創生推進交付金（平成 29 年度）の運用方針（案）について

1. 平成 28 年度からの変更点

平成 29 年度の地方創生推進交付金（**国費：1,000 億円**、**事業費：2,000 億円**）の運用について、新規申請事業数、交付上限額及びハード事業割合に関する要件は以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 新規申請事業数

	28 年度第 1 回	28 年度第 2 回	29 年度
都道府県	最大 5 事業	最大 7 事業 (広域連携：1 事業)	原則 7 事業 以内 (広域連携： 2 事業)
市区町村	最大 3 事業 (広域連携：1 事業)	最大 4 事業 (広域連携：1 事業)	原則 4 事業 以内 (広域連携： 1 事業)

(2) 交付上限額

	28 年度	29 年度（※ 1）
都道府県	〔先 駆〕国費：2 億円 〔横展開〕国費：0.5 億円	〔先 駆〕国費： 3 億円 〔横展開〕国費： 0.75 億円
市区町村	〔先 駆〕国費：1 億円 〔横展開〕国費：0.25 億円	〔先 駆〕国費： 2 億円 〔横展開〕国費： 0.5 億円

※ 1 所得向上等の観点から高い効果が見込まれる事業は、**交付上限額を超えて交付**できる。

(3) ハード事業割合

28 年度第 1 回	28 年度第 2 回	29 年度（※ 2）
年度ごとの事業費に占めるハード事業の割合が 概ね半分以下 。	複数年度計画を通じた 総事業費 に占めるハード事業の割合が 概ね半分以下 。	複数年度計画を通じた 総事業費 に占めるハード事業の割合が、 原則として、概ね半分以下 。

※ 2 ハード事業割合が 1/2 を超える事業については、**地方の平均所得の向上や対費用効果等の観点から高い効果が、評定委員により認定**されることが必要。

2. 今後のスケジュール

(1) 新規申請事業等（平成 29 年度に新たに申請する事業等）

- 平成 29 年第 1 回応募における新規申請事業等については、3 月中旬を目途に交付金申請を受け付ける。
- 申請を受け付けた後は、外部有識者等による審査を経て、4 月下旬を目途に採択事業を公表し、5 月下旬を目途に計画認定及び交付決定を行う予定である。

(2) 継続申請事業（平成 28 年度に採択され、平成 29 年度も継続して申請する事業）

- 平成 28 年度採択事業の継続申請については、4 月上旬交付決定を予定しており、申請スケジュールや申請方法については、詳細が決まり次第、速やかに連絡する。